

船舶インシデント調査報告書

令和4年7月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	令和3年11月21日 08時00分ごろ
発生場所	福岡県福津市 ^{たて} 楯ノ岬北西方沖 津屋崎鼻灯台から真方位328° 3.6海里付近 （概位 北緯33° 50.3′ 東経130° 24.7′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{あやけんふみ} 綾硯史は、漂流中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年11月26日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 綾硯史、5トン未満（長さ6.46m） 290-47948福岡、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力51.49kW、回転数毎分5,500、4気筒、ボア74mm、使用燃料ガソリン、平成8年6月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、船外機を停止して漂流しながら、魚群探知機を使用して釣りをを行い、帰航しようと船外機を始動しようとしたところ、船外機が始動できず、運航不能となった。 本船は、船長が、数回始動を試みたが始動することができず、バッテリーが過放電状態となり運航不能になったと判断し、118番通報した後、来援した巡視艇により福津市津屋崎漁港に ^い 航された。 船長は、約2～3年バッテリーを充電しておらず、出港前にも点検等を行っていなかった。 本船は、予備のバッテリーを搭載していたが、充電されておらず、船外機の始動に使用することができなかった。
分析	本船は、魚群探知機を使用した状態で漂流中、船長が蓄電容量の低下したバッテリーを使用していたことから、バッテリーが過放電し、船外機が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、魚群探知機を使用した状態で漂流中、船長が蓄電容量の低下したバッテリーを使用していたため、バッテリーが過放電し、船外機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、定期点検や出港前点検の際、バッテリーの電圧の計測を行い、バッテリーが十分充電されていることを確認し、蓄電容量の低下したバッテリーを使用せず、定期的に新替えを行うこと。・ 予備バッテリーは適正に充電しておくこと。
--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------